

No.		更新日
1	リフォーム:既存住宅	
	問 リフォームの補助対象となる、「次世代省エネ基準を満たさない住宅」とは何ですか 回答 断熱等性能等級4を満たさない既存住宅のことをいいます。 そのため、本事業では、平成28年12月31日以前に新築されたことが「不動産登記における建物の登記事項証明書」により確認できる住宅を対象とします。	2026/06/26
2	リフォーム:既存住宅	
	問 平成29年以降に建築された住宅ですが、断熱等性能等級4を満たしていない場合は対象になりますか 回答 平成29年以降に建築された住宅が、断熱等性能等級4を満たさない住宅であることが証明できる場合に限り補助対象とします。交付申請には、BELS評価書または既存住宅の建設住宅性能評価書の提出が必要です。	2026/06/26
3	リフォーム:既存住宅、戸数	
	問 戸建住宅、共同住宅の違いはなんですか 回答 本事業においては、1の住棟に含まれる住戸の数に応じて、「戸建住宅」、「共同住宅」の区分を設けることとしています。それぞれの定義は、次のとおりです。 ①「戸建住宅」とは、1の住棟に1の住戸のみを有する住宅をいいます。 ②「共同住宅」とは、1の住棟に2以上の住戸を有する住宅をいいます。建築基準法で規定される「寄宿舎」、「下宿」、「長屋」を含みます。	2026/06/26
4	リフォーム:既存住宅、戸数	
	問 「二世帯住宅」については、「戸建住宅」または「共同住宅」のいずれに該当するものとして扱われますか。 回答 本事業における住戸数の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。 具体的には、住宅瑕疵担保責任保険（以下「保険」といいます。）に加入する（供託する）戸数と同じです。 内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば1戸の戸建住宅、内部で世帯間の行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。 なお、2戸として交付申請を行う際、住戸数の確認のため、別途、図面等の追加書類の提出を求める場合があります。	2026/06/26
5	リフォーム:既存住宅	
	問 未登記である住宅は対象になりますか 回答 未登記の間は補助対象になりません。 未登記では要件への適合が確認できないため交付申請ができません。 建物表題登記（建物表示登記）を行い要件を満たすことが確認できる必要書類が揃った後、交付申請を行ってください。	2026/06/26
6	リフォーム:既存住宅	
	問 現在の住宅が違法建築である場合、対象になりますか 回答 特定行政庁より建築基準法に基づく以下の命令・勧告の対象となっている住宅については、当該命令・勧告に応じた是正や措置がなされていない間は、補助対象とはなりません。 ①建築基準法第9条第1項、第7項又は第10項の規定に基づく、違反建築物等を対象とした是正命令、使用禁止・制限命令又は工事停止命令 ②建築基準法第10条第1項又は第2項の規定に基づく、保安上危険・衛生上有害な建築物を対象とした勧告又は命令 ③建築基準法第10条第3項の規定に基づく、著しく保安上危険・衛生上有害な建築物を対象とした命令 ④建築基準法第11条第1項の規定に基づく、公益上著しく支障がある建築物を対象とした命令	2026/06/26
7	リフォーム:既存住宅	
	問 リフォーム工事に確認申請は必要ですか 回答 改正建築物省エネ法により、リフォームの際に確認申請を必要とする範囲が拡大しております。また、建築確認の手続が不要なりフォーム工事であってもリフォーム後の建築物は建築基準法の規定に適合している必要があります。建築士等にご相談ください。	2026/06/26
8	リフォーム:既存住宅	
	問 別荘にリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 「別荘」など、短期的な居住の用に供する住宅は、期間の長短にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。	2026/06/26
9	リフォーム:既存住宅	
	問 シェアハウスにリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 「シェアハウス」など、1の住戸に複数の世帯が居住する住宅は、世帯数の有無にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。	2026/06/26
10	リフォーム:既存住宅	
	問 賃貸住宅にリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 「賃貸住宅」など、賃貸の用に供する住宅は、世帯数の有無にかかわらず、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。	2026/06/26
11	リフォーム:既存住宅	
	問 庫裏にリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 「庫裏」など、寺の敷地にあり住職やその家族が居住する住宅は、居住の用に供するものであるため、補助対象になります。	2026/06/26
12	リフォーム:既存住宅	
	問 グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅等を対象としたリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 グループホームや、サービス付き高齢者向け住宅に行われるリフォーム工事も要件を満たす場合は補助対象になります。ただし、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどは事業を行うための施設で、住宅には該当しないため対象になりません。	2026/06/26
13	リフォーム:既存住宅	
	問 民泊に利用している住宅にリフォーム工事をする場合、対象になりますか 回答 「民泊」など、住宅を利用する場合であっても、有償で繰り返し宿泊の用に供するものであり、旅館業法に基づく旅館業に該当するものであるため、対象になりません。	2026/06/26
14	リフォーム:既存住宅	
	問 店舗併用住宅（複合用途）をリフォームする場合、対象になりますか 回答 店舗付き住宅などの非住宅部分を含む「併用住宅」は、本事業の補助対象となる「住宅」として扱います。ただし、要件化工事や補助対象工事は住宅部分に行うリフォーム工事に限ります。	2026/06/26
15	リフォーム:既存住宅	
	問 事務所、店舗等（住宅以外の用途）からリフォーム時に住宅に用途変更（コンバージョン）した場合、対象になりますか 回答 本事業は、用途変更を伴う工事であっても、交付申請時点で住宅であることが確認できる場合には補助対象になります。	2026/06/26

No.		更新日
16	リフォーム:既存住宅、戸数	
	問 リフォーム前後で戸数が異なる場合、どちらの戸数で交付申請できますか 回答 リフォーム後の戸数で数えます。	2026/06/26
17	リフォーム:工事全体	
	問 リフォーム工事に利用する製品や部材に指定はありますか 回答 本事業は、キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事やバリアフリー改修の一部を除き、事務局に登録された型番の製品（対象製品）を使用した工事が対象です。	2026/06/26
18	リフォーム:対象にならない工事	
	問 リユース品（中古品）の設置工事は対象になりますか 回答 対象になりません。本事業は、「新品」の対象製品のすべてを設置した場合に対象になります。	2026/06/26
19	リフォーム:対象にならない工事	
	問 展示品であった製品の設置工事は、対象になりますか（中古として扱われますか） 回答 本事業は、「新品」の対象製品を設置した場合に対象になります。 展示「する」「しない」に関わらず、組立・設置・通水・通電のいずれかを行った製品は対象外です。 ただし、開梱のみであった場合など、対象製品を登録しているメーカー等が「新品」として性能を証明する場合は対象になりえます。	2026/06/26
20	リフォーム:対象にならない工事	
	問 対象製品の一部の部品（部材）のみ交換する場合、対象になりますか 回答 対象になりません。本事業は、「新品」の対象製品のすべてを設置した場合に対象になります。	2026/06/26
21	リフォーム:対象にならない工事	
	問 太陽光発電設備の設置は対象になりますか 回答 太陽光発電設備の設置は本事業の補助対象ではありません。	2026/06/26
22	リフォーム:対象にならない工事	
	問 外壁や屋根の遮熱塗装工事は、断熱改修の対象になりますか（遮熱塗料は対象製品ですか） 回答 塗装工事は本事業の補助対象ではありません。	2026/06/26
23	リフォーム:要件化工事	
	問 1階の主寝室は窓のみ断熱改修を行い、2階の子供部屋で屋根の断熱改修のみを実施した場合、どちらがトリガールームになりますか 回答 本事業は、任意の1つの居室をトリガールームとすることができます。 主寝室に行く「①開口部の断熱改修」が、「②躯体の断熱改修」を不要とする組み合わせの場合、主寝室をトリガールームとして交付申請を行うことができます。 なお、要件化工事は「①開口部の断熱改修」を行うことが必須であるため、「①開口部の断熱改修」を行わない子供部屋は、トリガールームとすることはできません。	2026/06/26
24	リフォーム:要件化工事	
	問 トリガールームの床面積に要件はありますか 回答 トリガールームとする居室の床面積に要件はありません。	2026/06/26
25	リフォーム:要件化工事	
	問 本事業の対象期間より前に完了している工事は、要件化工事を実施したことになりますか 回答 なりません。本事業の要件化工事は、本事業の対象となる期間に行われる工事に限ります。	2026/06/26
26	リフォーム:開口部の改修工事	
	問 開口部とはなんですか 回答 開口部とは、住宅の外皮（外壁や屋根）に、出入口、採光、通風、換気、眺望を目的として開けられた部分のことをいいます。本事業は、開口部に行く窓（ガラス・ドア）の工事が対象です。 外皮に面しない間仕切りを行う工事は、要件化工事の実施とは扱いません。また、補助対象工事の対象にもなりません。	2026/06/26
27	リフォーム:開口部の改修工事	
	問 熱貫流率とはなんですか 回答 住宅の断熱性能を表す指標の一つです。住宅の壁や窓の外側と内側との間の熱の伝わりやすさを表す数値でU値と表示します。U値が低いほど、断熱性能が高いことを表します。	2026/06/26
28	リフォーム:要件化工事「①開口部の断熱改修」	
	問 異なる性能区分の窓、ドア、ガラスを設置する場合、必要となる要件化工事の「②躯体の断熱改修」組み合わせはどれですか 回答 トリガールームに異なる性能区分の窓、ドア、ガラス等を要件化工事における「①開口部の断熱改修」として実施した場合、改修した開口部に設置した製品の最低性能区分(熱貫流率)の、改修工事を行ったと見なします。 要件化工事は、当該改修工事における最低性能区分(熱貫流率)に応じた「②躯体の断熱改修」を行う必要があります。	2026/06/26
29	リフォーム:開口部の改修工事	
	問 新たに開口部を設置する場合も補助対象になりますか 回答 新たに設置、移設、増設した外窓・ドアについては、要件化工事の実施として扱うことができますが、本事業の補助金の交付はできません。 ただし、リフォーム工事後の住宅において断熱等性能等級5を満たす住宅である場合は補助対象工事の対象とします。	2026/06/26
30	リフォーム:開口部の改修工事	
	問 工事前の開口部（外窓・ドア）の、箇所数はどう数えればよいですか 回答 工事前の数は、ガラス、障子・ドアの数に関わらず、原則、額縁で囲まれた範囲を1として数えます。 ただし、外窓・ドアが連窓・段窓、欄間（らんま）付きなどで、方立（ほうだて）・無目（むめ）により分割されている場合は、額縁や方立（ほうだて）・無目（むめ）により囲まれた部分をそれぞれ1として数えます。 工事後は、メーカーから発行される性能証明書の発行単位を1として数えます。	2026/06/26
31	リフォーム:開口部の改修工事	
	問 開口部（外窓・ドア）の、大きさはどう測ればよいですか 回答 工事前の大きさは、原則、提出される工事前後の写真で確認します。 工事後の大きさは、性能証明書に記載されたサイズで確認します。 必要に応じて、スケールを当てた写真や図面の提出を求めることがあります。	2026/06/26

No.		更新日
32	リフォーム：開口部の改修工事 問 外窓交換について、「開口部の拡張」とはなんですか 回答 開口部の拡張は、当該外窓のために開けられた開口の面積が増加することをいいます。よって、開口の面積が増加しない範囲で、外窓のサイズを変更することは可能です。（縦長の外窓を横長に変更する等）また、複数の開口の面積を合算して、大きな外窓に交換することはできません。	2026/06/26
33	リフォーム：開口部の改修工事 問 外窓交換について、旧規格サイズから新規格サイズの外窓への交換はできますか 回答 外窓については、開口部の拡張を伴うものは、要件化工事の実施として扱うことができますが、本事業の補助金の交付はできません。ただし例外として、旧規格サイズの製品から新規格サイズの製品への交換に伴い、やむを得ず開口部を広げ、その拡張幅が縦と横それぞれ11cm以下である場合、補助対象工事の対象とします。なお、申請にあたっては、以下の点にご注意ください。 ・交換前の数を上回る数の製品に対して補助を受けることはできません。 ・審査において疑義が生じた場合、スケール等で交換前の外窓のサイズが確認できる写真を求めることがあります。（提出できない場合、補助対象になりません）	2026/06/26
34	リフォーム：開口部の改修工事 問 同じ開口部で、外窓と内窓を両方工事した場合、両方、補助対象になりますか 回答 要件化工事の実施として扱うことができますが、それぞれの要件を満たす製品であっても、同一の開口部に行った複数の窓・ガラス・ドアの工事について、それぞれに補助金の交付を受ける交付申請を行うことはできません。また、本事業と先進的窓リノベ2026事業に分けて交付申請を行うこともできません。	2026/06/26
35	リフォーム：開口部の改修工事、外窓/ドア 問 外窓交換（ドア交換）について、カバー工法として登録された製品を、はつり工法で設置した場合、補助対象になりますか 回答 要件化工事の実施とは扱いません。また、補助対象工事の対象にもなりません。カバー工法専用製品をはつり工法で取り付けた場合は、強度や断熱性能を損なうことがあるため、要件化工事の実施や補助対象として取り扱うことはできません。	2026/06/26
36	リフォーム：開口部の改修工事、外窓/ドア 問 外窓（ドア）で、はつり工法用としてのみ登録されている製品をカバー工法で取り付けた場合も補助対象になりますか 回答 要件化工事の実施とは扱いません。また、補助対象工事の対象にもなりません。はつり工法専用製品は、メーカーが保証する方法により、設置を行ってください。独自の金具（アタッチメント）などを使用する等して、カバー工法で取り付けた場合、強度や断熱性能を損なうことがあるため、要件化工事の実施や補助対象として取り扱うことはできません。（発覚した場合、厳正に対処します）なお、カバー工法専用製品をはつり工法で取り付ける場合も同様に要件化工事の実施や補助対象として取り扱うことはできません。	2026/06/26
37	リフォーム：開口部の改修工事、ドア 問 窓とドアの違いはなんですか 回答 外壁又は屋根に設けられた開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を「ドア」といい、それ以外のものを「窓」といいます。	2026/06/26
38	リフォーム：開口部の改修工事、ドア 問 ドアの枠を交換せずに、扉のみ交換した場合対象になりますか 回答 扉のみで対象製品として、事務局に登録されている製品を設置した場合は、要件化工事、補助対象工事のいずれも対象となります。対象製品かどうか不明な場合はメーカーにご確認ください。	2026/06/26
39	リフォーム：開口部の改修工事、ガラス 問 ドアの、明かり窓などに設けられたガラスの交換は対象になりますか 回答 要件化工事の実施とは扱いません。また、補助対象工事の対象にもなりません。	2026/06/26
40	リフォーム：開口部の改修工事、ガラス 問 障子枠（ガラス＋フレーム）を交換する場合には、「ガラス交換」、「外窓交換（内窓交換）」のいずれに該当しますか 回答 「枠（フレーム）」を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱います。	2026/06/26
41	リフォーム：開口部の改修工事、外窓/ドア 問 既存の外窓（ドア）を取り外さず、外側に新たな外窓（ドア）を設置する場合、対象になりますか 回答 設置する外窓（ドア）が事務局に登録されており、メーカーが保証する工法により設置を行う場合は、要件化工事の実施として扱うことができ、補助対象工事の対象とします。	2026/06/26
42	リフォーム：開口部の改修工事、内窓 問 既存の内窓を取り外さず、内側に新たな内窓を設置する場合、対象になりますか 回答 設置する内窓が事務局に登録されており、メーカーが保証する工法により設置を行う場合は、要件化工事の実施として扱うことができ、補助対象工事の対象とします。	2026/06/26
43	リフォーム：開口部性能証明書 問 住宅省エネ2025キャンペーンの記載がある窓やガラスの性能証明書が発行されていますが、申請に使用できますか 回答 引き続き本事業の対象製品である場合は使用できます。	2026/06/26
44	リフォーム：要件化工事「②躯体の断熱改修」 問 要件化工事の「②躯体の断熱改修」の改修が必要な「部位」とはなんですか 回答 本事業では、住宅の外皮に該当する「外壁」、「屋根・天井」、「床」、をそれぞれの「部位」として大別します。要件化工事を行うトリガールームの外皮に面する部位のうち、当該部位ごとに定められた最低使用量以上の断熱材を使用する「②躯体の断熱改修」を行った部位を1部位と数えます。なお、トリガールームの「天井」または「床」が隣戸（隣室）と共有している場合、当該部位に対する「②躯体の断熱改修」が行われたものとみなすことができます。	2026/06/26
45	リフォーム：要件化工事「②躯体の断熱改修」 問 南面の外壁と、西面の外壁のそれぞれに、最低使用量以上の断熱材を使用する「②躯体の断熱改修」を行った場合は、2部位ですか 回答 1部位（外壁）として取り扱います。	2026/06/26

No.		更新日
46	リフォーム:要件化工事「②躯体の断熱改修」	
	問 南面と西面の2面以上、外壁を有する居室に、1面（西面のみ）の断熱改修を行う場合、要件化工事「②躯体の断熱改修」の対象になりますか 回答 当該トリガールームの外壁であり、最低使用量以上の断熱材を使用する断熱改修を行うのであれば、「外壁」として1部位、要件化工事の「②躯体の断熱改修」行ったものと取り扱います。	2026/06/26
47	リフォーム:要件化工事「②躯体の断熱改修」	
	問 屋根や基礎に面しない、中層階の居室をトリガールームとする際、天井や床の断熱改修は必要ですか 回答 本事業では、トリガールームの「天井」または「床」が隣戸（隣室）と共有している場合、当該部位に対する「②躯体の断熱改修」が行われたものとみなすことができます。	2026/06/26
48	リフォーム:要件化工事「②躯体の断熱改修」	
	問 要件化工事の「②躯体の断熱改修」の外壁の使用量には、間仕切り壁や、他の居室等に使用した断熱材を算出に加えてもよいですか 回答 要件化工事の「②躯体の断熱改修」は、トリガールームに使用した断熱材の使用量が、最低使用量以上である必要があります。トリガールーム以外の使用量は合算できません。また、外壁の使用量に間仕切り壁の使用量を合算することはできません。要件化工事を行った場合は、トリガールーム、他の居室、非居室、間仕切り壁等の住宅に行ったすべての断熱材の使用量を、補助対象工事の対象になります。	2026/06/26
49	リフォーム:「②躯体の断熱改修」	
	問 補助対象工事としての「②躯体の断熱改修」はどのように補助額を計算しますか 回答 要件化工事を行った場合は、要件化工事の「②躯体の断熱改修」を含む、対象住戸に実施したすべての「②躯体の断熱改修」で使用する断熱材について、部位ごとに補助額を算出します。	2026/06/26
50	リフォーム:要件化工事③特定エコ住宅設備の設置	
	問 要件化工事の「③特定エコ住宅設備の設置」とはなんですか 回答 本事業の要件を満たす高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯機）または高効率エアコンのいずれか1台以上を、本事業の対象期間に当該住戸に設置することをいいます。当該住戸に設置するのであれば、トリガールーム以外に設置する場合も、要件化工事の対象になります。	2026/06/26
51	リフォーム:要件化工事③特定エコ住宅設備の設置	
	問 要件化工事の「③特定エコ住宅設備の設置」は必ず行う必要がありますか 回答 任意です。ただし、補助上限額の引き上げを受ける「義務基準」を満たすためには、「①開口部の断熱改修」、「②躯体の断熱工事」とあわせて、いずれか1台以上の「③特定エコ住宅設備の設置」を行う必要があります。	2026/06/26
52	リフォーム:要件化工事③特定エコ住宅設備の設置	
	問 「給湯省エネ2026事業」または「賃貸集合給湯省エネ2026事業」で補助金の交付を受ける給湯器の工事は、要件化工事の「③特定エコ住宅設備の設置」を実施したことになりますか 回答 「給湯省エネ2026事業」または「賃貸集合給湯省エネ2026事業」の交付を受けた給湯器は、本事業では補助上限額の引き上げを受ける要件化工事の「③特定エコ住宅設備」として申告することができます。ただし、「給湯省エネ2026事業」、「賃貸集合給湯省エネ2026事業」で交付を受ける給湯器は、本事業での補助金の交付は受けられません。なお、「給湯省エネ2026事業」、「賃貸集合給湯省エネ2026事業」で交付決定を受けている場合、本事業の補助額の下限を2万円以上とします。	2026/06/26
53	リフォーム:③特定エコ住宅設備の設置、高効率給湯器	
	問 エネファームやハイブリッド給湯機とは別に独立したエコジョーズやエコフィールを設置する場合、エコジョーズやエコフィールに係る補助申請を行うことはできますか 回答 それぞれ別のシステム（系統が異なる等）として独立したエコジョーズやエコフィールを設置する場合は、要件化工事、補助対象工事の対象になります。なお、交付申請の際は、同一の機器でないことの確認のため、系統が別であることが確認できる追加書類を求める場合があります。	2026/06/26
54	リフォーム:③特定エコ住宅設備の設置、高効率給湯器	
	問 ハイブリッド給湯機の設置時に既設のエコジョーズを利用する場合、対象になりますか 回答 既存のエコジョーズを、補助熱源とするハイブリッド給湯機も、本事業の要件化工事の対象となります。当該既存のエコジョーズに対して、国費を財源とする他の補助金（給湯省エネ2026事業や賃貸集合給湯省エネ2026事業を含む）が入っていない場合は、本事業の補助対象工事等の対象になります。	2026/06/26
55	リフォーム:住宅設備全般	
	問 同じ住宅に、複数台の住宅設備を設置するリフォーム工事は、台数分の申請ができますか 回答 住宅設備のうち、節水型トイレ、節湯水栓、第一種換気設備、エアコンについては、それぞれ別の室において設置する設備であり、当該室におけるエネルギー消費の削減に貢献するものであることから、設置した台数分の補助額を申請することが可能です。住宅設備のうち、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器、蓄電池、ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックス、キッチンセットは設置台数にかかわらず、1住戸1回補助額を申請することが可能です。	2026/06/26
56	リフォーム:契約締結	
	問 工事請負契約を、注文書と注文請書や、電子契約で締結した場合も対象になりますか 回答 工事請負契約を注文書及び注文請書（請書）で取り交わす場合や、電子契約で締結した場合も、対象になります。ただし、契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。	2026/06/26
57	リフォーム:契約締結	
	問 工事請負契約を（夫婦や親子等）複数名義（連名）で締結する場合も対象になりますか 回答 対象になります。発注者のうち、要件を満たす代表者を共同事業者として申請してください。	2026/06/26
58	リフォーム:契約締結	
	問 設置する対象製品をリース契約で導入する場合、補助対象になりますか 回答 リース契約は、本事業のリフォームの対象になりません。本事業は請負契約にもとづいて工事を行った工事が対象であり、共同事業者は請負契約の発注者です。	2026/06/26
59	リフォーム:契約締結	
	問 1戸の住宅について、複数回に分けて行ったリフォームを、それぞれ交付申請できますか 回答 それぞれの交付申請ごとに要件を満たす場合、1戸あたりの上限補助金額の範囲で複数回に分けて交付申請することは可能です。なお、要件化工事は、交付申請ごとに異なる居室をトリガールームとして申告する必要があります。	2026/06/26

No.		更新日
60 リフォーム:契約締結		
問	1戸の住宅について、同じ事業者が複数回に分けて行ったリフォームを、まとめて交付申請できますか（複数契約）	
回答	申請できます。 すべての工事請負契約で発注者が同じであり、対象工事の着手日等の補助対象要件を満たしている必要があります。	2026/06/26
61 リフォーム:契約締結		
問	1戸の住宅について、複数の事業者が行うリフォームを、まとめて交付申請できますか（分離発注）	
回答	同じ発注者が、複数の事業者との契約（分離発注）で行った工事をまとめて交付申請することは可能です。 他の事業者の工事を取りまとめて協力を得られる場合のみ、補助対象工事を行った、代表となる補助事業者が申請手続きや交付される補助金の還元を行います。	2026/06/26
62 リフォーム:契約締結		
問	自社が保有する住宅に自社で行うリフォームや、DIY（自ら行うリフォーム）は、対象になりますか	
回答	工事請負契約を伴わないリフォーム工事は対象外です。 本事業では、工事の対象期間や、補助の対象となる工事内容、経費について事業の客観性を担保することを踏まえ、工事請負契約を締結して行うリフォーム工事に限り補助の対象としています。	2026/06/26
63 リフォーム:契約締結		
問	個人が発注し、自身が経営する工務店を請負者とする契約書（請負者が個人事業主であり屋号を記載する契約書）を作成する場合、交付申請できますか	
回答	申請できません。 本事業では、工事請負契約を締結して行う工事に限り補助の対象としています。屋号の有無にかかわらず、個人事業主は個人に該当します。 発注者と受注者が同一人格である場合、契約は成立しないため認められません。 なお、発注者が、自己の経営する法人（異なる人格）である工務店に工事を発注する（契約が成立する）場合には対象になります。	2026/06/26
64 リフォーム:契約締結		
問	法人の代表者（個人）が、自身の住宅の工事を、自己の経営する法人に発注する場合、交付申請できますか	
回答	申請できます。	2026/06/26
65 リフォーム:契約締結		
問	買取再販業者が行うリフォームは、対象になりますか	
回答	買取再販業者が別の施工業者にリフォーム工事を発注する場合は、対象となります。 買取再販業者が自らリフォーム工事を行う場合（工事請負契約が無い場合）は、対象になりません。	2026/06/26
66 リフォーム:契約締結		
問	メーカー等が自社で登録した製品を、自社で設置する工事は対象になりますか	
回答	登録事業者であり請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も対象になります。 なお、必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。	2026/06/26
67 リフォーム:契約締結		
問	住宅の所有者等が住宅設備等を購入し、その取付を事業者に依頼する工事は対象になりますか	
回答	いわゆる施主支給や材区分離工事は、本事業の対象になりません。 本事業は、住宅設備の購入と取付け等の施工をまとめて請負契約を締結しているものが対象です。	2026/06/26
68 リフォーム:着手		
問	リフォームの工事着手の定義を教えてください（資材の搬入や足場の設置は工事着手に該当しますか）	
回答	本事業の工事着手は、該当する請負契約に係るリフォーム工事全体の着手をもって判断することとしています。 なお、以下の行為は、工事着手にはあたりません。 現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲いの設置、現場事務所の建設	2026/06/26
69 リフォーム:工事完了		
問	工事完了の定義を教えてください（補助対象工事だけ終わってれば交付申請できますか）	
回答	本事業の工事完了は、工事請負契約の対象となる住宅リフォーム工事の全てが完了し、かつ、発注者に対する工事の引渡しが適切に完了していることをいいます。 なお、契約全体の工事が完了前であっても、補助対象となる住戸や、対象工事が全て完了し、発注者への引渡し完了している場合は、当該住宅や対象工事ごとに交付申請を行うことが可能です。 ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。	2026/06/26
70 リフォーム:工事完了		
問	複数の箇所を対象としたリフォーム工事を段階的に実施する場合、それぞれのリフォーム工事について別々の交付申請や予約を行うことはできますか	
回答	契約に含まれる複数の箇所の、工事の完了や引渡し時期が異なる場合、工事が完了し、かつ引渡し完了した工事ごとに交付申請を行うことは可能です。 ただし、交付申請ごとに補助額の下限を含む要件を満たす必要があり、要件化工事については異なる居室をトリガールームとして申告する必要があります。 なお、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。	2026/06/26
71 リフォーム:工事完了		
問	予約を行った工事について、予約期間内に完了した一部の工事のみの交付申請を行うことはできますか	
回答	予約対象のすべての工事が完了前であっても、工事が完了し、かつ引渡し完了した工事ごとに交付申請を行うことは可能です。 ただし、交付申請ごとに補助額の下限を含む要件を満たす必要があり、要件化工事については異なる居室をトリガールームとして申告する必要があります。 なお、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の清算を行ってください。	2026/06/26
72 リフォーム:交付申請の予約		
問	交付申請の予約から交付申請の間で、どのような申請内容の変更なら認められますか	
回答	交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。具体的な工事や利用する部材、性能等により要件を満たすことや、補助額が算出できることが必要であり、また、所定の期限内に交付申請を行う必要があります。 予約後は、工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部の工事の取りやめや、設置する製品（型番）の変更は可能です。その場合も、予約した補助額を交付申請額を超えることはできません。	2026/06/26
73 リフォーム:交付申請の予約		
問	交付申請の予約から交付申請の間で、工事を追加する（補助額を増やす）ことはできますか	
回答	できません。 受付期間内であれば、予約を取り消した後、追加工事を含めた内容で新規の交付申請を行うことができます。	2026/06/26

No.		更新日
74	リフォーム:バリアフリー	
	問 手すりの長さや材質、設置数によって補助額が変更になりますか (棚付き紙巻器、カウンター、可動式手すりは対象になりますか)	
	回答 バリアフリー改修は、バリアフリー改修促進税制（平成19年国土交通省告示第407号）に準じる工事をいいます。 手すりの対象製品登録はありません。 工事によって壁等に固定され、手すりとして機能を満たすものであれば、長さや材質、箇所数に関わらず、1住戸1回申請可能です。	2026/06/26
75	リフォーム:バリアフリー	
	問 屋外に設置した手すりは対象になりますか	
	回答 手すりの設置工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に設置した場合も補助対象になります。 ただし、門扉（外側を含む）から玄関までの導線に設置するものに限りです。 なお、屋内と屋外に複数の手すりを設置した場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けて可）	2026/06/26
76	リフォーム:バリアフリー	
	問 段差解消とは、どの程度解消したら対象になりますか	
	回答 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の『段差を解消する工事』とは、段差を5ミリ以内に減らす工事をいいます。 屋外に面する開口の出入口及び上がりがまち、並びに浴室の出入口で対象になる、『段差を小さくする工事』とは、既存の段差について小さくされている工事であれば対象になります。	2026/06/26
77	リフォーム:バリアフリー	
	問 屋外の段差解消は対象になりますか	
	回答 段差解消工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に行った場合も補助対象になります。 ただし、以下のいずれかに該当するものに限りです。 ・敷地外から門扉までスロープを設置する工事 ・門扉から玄関框までの通路における全ての段差を取り除く工事 ・玄関框にスロープを設置する工事 なお、屋内と屋外に複数の段差解消工事を行った場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けて可）	2026/06/26
78	リフォーム:バリアフリー	
	問 出入口の工事を実施し、工事前の幅900mmあったものが、工事後の有効幅750mmになりました。廊下幅等の拡張の対象になりますか	
	回答 拡張工事ではないため、対象になりません。	2026/06/26
79	リフォーム:バリアフリー	
	問 屋外の廊下幅等の拡張は対象になりますか	
	回答 廊下幅等の工事は、屋外（対象住宅が立地する敷地内）に行った場合も補助対象になります。 ただし、以下のいずれかに該当するものに限りです。 ・門扉の幅を広げる工事 ・門扉から玄関までの舗装された通路の幅を90cm以上に広げる工事 なお、屋内と屋外に複数の廊下幅等の拡張工事を行った場合でも、補助対象になるのは1箇所のみです。 申請にあたっては、工事箇所の全景が確認できるように写真を撮影してください。（複数枚に分けて可）	2026/06/26
80	リフォーム:バリアフリー	
	問 増築して新設される廊下や出入り口について、段差解消や廊下幅等の拡張の対象になりますか	
	回答 本事業における補助対象となるバリアフリーの段差解消は、既存の段差が解消するものである必要があります。同様に、廊下幅等の拡張も「既存の廊下幅等」よりも拡張するものである必要があります。このため、解消すべき幅や段差が存在しない増築部分の新設工事については該当しません。	2026/06/26
81	リフォーム:バリアフリー	
	問 浴室やトイレを広くする工事や、2部屋の間仕切りを取壊し居室を広くする工事は廊下幅等の拡張の対象になりますか	
	回答 浴室や、居室等の空間を広げる工事は、廊下幅等の拡張の対象にはなりません。	2026/06/26
82	リフォーム:子育て対応改修	
	問 子育て対応改修は、子育て世帯に該当しなくても交付申請できますか	
	回答 本事業のリフォームは、世帯を問わず要件を満たす場合は対象になります。	2026/06/26
83	リフォーム:キッチンセット	
	問 キッチンセットの交換を伴う対面化改修で、キッチンのデザインに指定はありますか 色・形・素材、配置（I型、II型、L字、アイランド）、設備（ガス、IH、収納、オープン）	
	回答 デザインや素材等に指定はありません。	2026/06/26
84	リフォーム:工事写真	
	問 リフォームの工事写真に、工事看板やスケールは必要ですか	
	回答 本事業のリフォームの要件を満たすことが確認できる場合、工事写真に工事看板やスケールの設置は有無は問いません。 スケール等を設置して要件への適合を明確に示す撮影を行うことは差し支えありません。 いずれにしろ、提出する写真で要件への適合が確認できない場合は対象になりません。	2026/06/26
85	リフォーム:工事写真	
	問 交付申請の予約に必要な「工事着手したことがわかる写真」とはなんですか	
	回答 本事業の補助を受けるには、補助対象工事の工事前と工事後の写真の提出が必要になります。 （躯体の断熱改修は工事中の写真が必要です） 交付申請の予約は、着工以降に行います。 予約時は、補助対象工事のすべての箇所の工事前写真（各1枚ずつ）、及び工事の着手が確認できる写真（1工事につき1枚）の提出を求めます。（躯体の断熱改修の工事中の写真は交付申請時に提出） 着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、補助の対象工事に限りません。 なお、工事箇所に不可逆的な変化（工事完了でも可）が確認できない以下に該当するものは、着工写真と取り扱わず、予約が受理されない場合があります。 ・容易に移動できる物品（工具、脚立、障子、カーテンなど）の設置・移動した写真 ・工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真等	2026/06/26

No.		更新日
86	リフォーム:工事写真	
	問	増築部分の開口部等を工事する場合、工事前写真はどのように撮影したらよいですか
	回答	工事前の写真では、改修前の外観全景や対象製品の設置前であることが確認できる写真を撮影してください。 なお、増築部分に外窓・ドアを設置する工事においては、増築により移動する前の壁面に設置されていた外窓・ドアの数や大きさが確認できる写真の提出が必要です。 工事後の写真では、同じ箇所について工事が完了したことが確認できる写真を撮影してください。
87	リフォーム:工事写真	
	問	工事の際、工事前の写真を撮り忘れましたが交付申請できますか
	回答	工事前写真がない場合、交付申請できません。